

◆物品契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和6年度第2四半期分

整理番号	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)
1	灰クレーンバケット（八尾工場）買入	産業用機器	（株）福島製作所	19,800,000	令和6年7月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
2	じん芥クレーンバケット用部品（西淀工場）買入	産業用機器	（株）福島製作所	1,689,600	令和6年7月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
3	じん芥クレーンバケット（舞洲工場）買入	産業用機器	（株）福島製作所	38,500,000	令和6年7月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
4	N o . 1 混練物搬出コンベアほか1点（西淀工場）買入	産業用機器	（株）タクマ	51,700,000	令和6年7月10日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
5	ボイラー用肉盛溶接水管1ほか21点（平野工場）買入	産業用機器	J F Eエンジニアリング（株）	35,373,800	令和6年7月11日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
6	クレーン部品#1ほか2点（東淀工場）買入	産業用機器	（株）天満電機産業	2,153,800	令和6年7月16日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
7	駆動軸ほか44点（舞洲工場）買入	産業用機器	日立造船（株）	66,043,120	令和6年8月5日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
8	可動火格子ほか8点（平野工場）買入	産業用機器	J F Eエンジニアリング（株）	19,919,900	令和6年8月8日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
9	湿式有害ガス除去装置用部品1ほか42点（平野工場）買入	産業用機器	倉敷紡績（株）	12,430,000	令和6年8月20日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
10	中間火格子ブロックほか13点（舞洲工場）買入	産業用機器	日立造船（株）	28,980,160	令和6年8月23日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
11	車両管制装置（舞洲工場）買入	産業用機器	日立造船（株）	5,532,120	令和6年8月23日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30

12	集じん処理設備用集合コンベア（舞洲工場） 買入	産業用機器	日立造船（株）	30,580,000	令和6年9月10日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第 2号	G30
13	クレーンバケット用部品1ほか18点（舞洲工 場）買入	産業用機器	（株）福島製作所	2,750,000	令和6年9月10日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第 2号	G30
14	耐火タイル1ほか1点（舞洲工場）買入	産業用機器	日立造船（株）	58,354,560	令和6年9月19日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第 2号	G30
15	クレーン部品#1ほか2点（東淀工場）（その 2）買入	産業用機器	（株）天満電機産業	2,619,100	令和6年9月20日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第 2号	G30

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

灰クレーンバケット（八尾工場）買入

### 2 契約の相手方

（株）福島製作所

### 3 随意契約理由

#### （1）製品指定理由

今回買入する灰クレーンバケットは、灰ピット内の焼却残渣をつかむ他、灰汚水沈殿槽の堆積物をつかみ搬出するためのもので（株）福島製作所で製作され、当該会社独自の技術により設計・製作されたものである。したがって、本製品の詳細な寸法および関連機構との関係は、当該会社のみが知りえる情報であり、他社においては製作不可能であるため、（株）福島製作所の製品を指定するものである。

#### （2）業者選定理由

本製品は、（株）福島製作所のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないことから、（株）福島製作所と特名随意契約を行う。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場 （電話番号 072-923-4226）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

じん芥クレーンバケット用部品（西淀工場） 買入

### 2 契約相手方

株式会社福島製作所

### 3 随意契約理由

#### 製品指定理由

今回購入するじん芥クレーンバケット用部品は、一般廃棄物の処理において焼却炉にごみを供給するためのじん芥クレーンバケットの一部品であり株式会社福島製作所独自の技術により設計されたものである。本製品の関連機構との関係は非公開のため他社では知りえず、またクレーンバケット全体において一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があるため、この条件を満たすのは本設備を設計・製作した株式会社福島製作所のみである。したがって、株式会社福島製作所の製品指定を行う。

#### 業者選定理由

本製品は、株式会社福島製作所が直接販売を行っており、他社では取扱いができないため、株式会社福島製作所と特名随意契約を行う。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場

(電話番号06-6472-3000)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

じん芥クレーンバケット（舞洲工場）買入

### 2 契約の相手方

(株)福島製作所

### 3 随意契約理由

#### (1) 製品指定理由

今回購入予定のじん芥クレーンバケットは、(株)福島製作所製であり、当該会社独自の技術により製作されたもので、(株)福島製作所が、じん芥クレーンを設計時より協議・調整のうえ本製品を作成したため、クレーン本体の関連機構との詳細な関係は当該会社のみが熟知し、他社において製作は不可能である。

#### (2) 業者選定理由

本製品は(株)福島製作所が直接販売をしており、他社では取り扱うことが出来ない。したがって、本製品を(株)福島製作所に特名随意契約を行う。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

No.1 混練物搬出コンベアほか 1 点（西淀工場）買入

### 2 契約の相手方

株式会社タクマ

### 3 随意契約理由

#### 1) 製品指定理由

今回買入する No.1 混練物搬出コンベアほか 1 点（西淀工場）は、株式会社タクマにおいて独自の技術により設計・施工された捕集灰処理設備の一構成品である。従って本部品の詳細寸法及び関連機構との関係は、当該会社のみが知っており、他社においては製作不可能であるため株式会社タクマの製品を指定する。

#### 2) 業者選定理由

本部品は、株式会社タクマのみが直接販売を行っており他社では取り扱いができない。よって株式会社タクマと特名随意契約を行う。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場  
(電話番号 06-6472-3000)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

ボイラー用肉盛溶接水管 1ほか2 1点 (平野工場) 買入

### 2 契約の相手方

J F Eエンジニアリング株式会社

### 3 随意契約理由

#### (1) 製品指定理由

今回購入するボイラー用肉盛溶接水管 1ほか2 1点は、J F Eエンジニアリング株式会社製の平野工場ボイラー設備に使用するものであり、当該会社独自の技術により製作されたものである。

従って、本部品の詳細寸法及び関連機構・ボイラー設備条件との関係上、他社においては製作不可能である為、J F Eエンジニアリング株式会社の製品を指定するものである。

#### (2) 業者選定理由

本部品はJ F Eエンジニアリング株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、J F Eエンジニアリング株式会社と特名随意契約を行うものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号06-6707-3753)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

クレーン部品 # 1 ほか 2 点 (東淀工場) 買入

### 2 契約の相手方

株式会社天満電機産業

### 3 随意契約理由

#### 製品指定理由

今回購入するクレーン部品 # 1 ほか 2 点は、株式会社天満電機産業製の東淀工場クレーン設備の一構成部品であって、当該会社独自の技術により設計・製作されたものである。従って、本製品の詳細寸法及び関連機構・設計条件との関係上、他社においては製作不可能である為、株式会社天満電機産業製の製品を指定するものである。

#### 業者選定理由

本製品は株式会社天満電機産業が直接販売を行っており、他社では取り扱いができない。

そのため、株式会社天満電機産業と特名随意契約を行う。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

大阪広域環境施設組合 東淀工場

(電話番号 06-6327-4541)



## 随意契約理由書

### 1 案件名称

駆動軸ほか44点（舞洲工場）買入

### 2 契約の相手方

日立造船株式会社

### 3 随意契約理由

#### （1）製品指定理由

今回購入する駆動軸ほか44点（舞洲工場）買入は、日立造船(株)施工による舞洲工場破碎施設における可燃・不燃設備の一構成部品であって、本製品の詳細寸法、仕様、材質及び関連機構との関係は、非公開のため他社では知りえず、使用部品の調達が可能である。よって、日立造船(株)製品とする。

#### （2）業者選定理由

本部品は日立造船(株)が直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、日立造船(株)と特名随意契約を行う。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

可動火格子ほか8点（平野工場）買入

### 2 契約の相手方

J F Eエンジニアリング株式会社

### 3 随意契約理由

#### (1) 製品指定理由

今回購入する可動火格子ほか8点は、J F Eエンジニアリング株式会社の設計・施工による平野工場焼却設備の主要部品であり、当該会社独自の技術により製作されたものである。

従って、本製品の詳細寸法、仕様は、非公開のため他社では構造を知りえず、同社以外の製品を使用することは不可能である。

#### (2) 業者選定理由

本部品はJ F Eエンジニアリング株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、J F Eエンジニアリング株式会社と特名随意契約を行うものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号06-6707-3753)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

湿式有害ガス除去装置用部品 1 ほか 4 2 点（平野工場）買入

### 2 契約の相手方

倉敷紡績株式会社

### 3 随意契約理由

#### （1）製品指定理由

今回買入予定の湿式有害ガス除去装置用部品 1 ほか 4 2 点は、排ガス洗浄を目的として、倉敷紡績株式会社により開発・設計された湿式有害ガス除去装置の主要構成部品及び倉敷紡績株式会社と本多機工株式会社により開発・設計された湿式有害ガス除去装置用ポンプの主要構成部品である。

本製品の形状寸法などの詳細な仕様は非公開であるため、他社では製作が不可能である。また、本製品の取り扱いが倉敷紡績株式会社のみが行っているため、倉敷紡績株式会社製の製品に指定するものである。

#### （2）業者選定理由

本製品は、倉敷紡績株式会社のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、倉敷紡績株式会社と特名随意契約するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

（電話番号 0 6 - 6 7 0 7 - 3 7 5 3）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

中間火格子ブロックほか13点（舞洲工場）買入

### 2 契約の相手方

日立造船株式会社

### 3 随意契約理由

#### （1）製品指定理由

今回買入する中間火格子ブロックほか13点は、日立造船株式会社設計・施工による舞洲工場焼却炉の主要部品であり、独自の技術により製作されたものである。

本製品の詳細寸法及び関連機構との関係は当該会社以外では知りえず、他社では製作不可能であるため、日立造船株式会社の製品を指定する。

#### （2）業者選定理由

本部品は日立造船株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、日立造船株式会社と特名随意契約を行う。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

（電話番号 06-6463-4153）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

車両管制装置（舞洲工場）買入

### 2 契約の相手方

日立造船(株)

### 3 随意契約理由

#### (1) 製品指定理由

今回購入する車両管制装置は、日立造船(株)施工による舞洲工場におけるごみ搬入車両を誘導する管理システムの一構成部品であって、本製品の詳細仕様及び関連機構との関係は、非公開のため他社では知りえず、使用部品の調達が不可能である。よって、日立造船(株)製品とする。

#### (2) 業者選定理由

本部品は日立造船(株)が直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、日立造船(株)と特名随意契約を行う。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

集じん処理設備用集合コンベア（舞洲工場）買入

### 2 契約の相手方

日立造船株式会社

### 3 随意契約理由

#### （1）製品指定理由

今回購入予定の集じん処理設備用集合コンベアは、日立造船株式会社設計・施工による舞洲工場焼却炉の主要部品であり、独自の技術により製作されたものであり、本製品の詳細寸法及び関連機構との関係は当該会社以外では知りえず、他社では製作不可能であるため、日立造船株式会社の製品を指定する。

#### （2）業者選定理由

本製品は日立造船株式会社が直接販売をしており、他社では取り扱うことが出来ない。したがって、本製品を日立造船株式会社と特名随意契約を行う。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

（電話番号 06-6463-4153）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

クレーンバケット用部品1ほか18点（舞洲工場）買入

### 2 契約相手方

（株）福島製作所

### 3 随意契約理由

今回購入するクレーンバケット用部品1ほか18点は、じん芥・灰クレーン・破碎クレーンバケットに装備して使用するものである。舞洲工場のクレーンバケットは、（株）福島製作所独自の技術により設計・製作されたものであり本製品の詳細な寸法及び関連機構との関係は当該会社以外では知りえず、各クレーンバケット全体において一貫した責任と性能について、保証させる必要がある。

その条件を満たすのは本設備を設計・製作した（株）福島製作所のみであることから当該会社に製品指定を行う。

また、本製品は、（株）福島製作所が直接販売を行っており、他社では取扱いが出来ないため（株）福島製作所と特名随意契約を行う。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

（電話番号06-6463-4153）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

耐火タイル1ほか1点（舞洲工場）買入

### 2 契約の相手方

日立造船株式会社

### 3 随意契約理由

#### （1）製品指定理由

今回買入する耐火タイル1ほか1点は、日立造船株式会社設計・施工による舞洲工場焼却炉の主要部品であり、独自の技術により製作されたものである。

本製品の詳細寸法及び関連機構との関係は当該会社以外では知りえず、他社では製作不可能であるため、日立造船株式会社の製品を指定する。

#### （2）業者選定理由

本部品は日立造船株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、日立造船株式会社と特名随意契約を行う。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

（電話番号 06-6463-4153）



## 随意契約理由書

### 1 案件名称

クレーン部品#1ほか2点(東淀工場)(その2)買入

### 2 契約の相手方

株式会社天満電機産業

### 3 随意契約理由

#### 製品指定理由

今回購入するクレーン部品#1ほか2点は、株式会社天満電機産業製の東淀工場ごみクレーンバケット及び灰クレーンの一構成部品であって、当該会社独自の技術により製作されたものである。従って、本部品の詳細寸法及び関連機構・設計条件との関係上、他社においては製作不可能である為、株式会社天満電機産業製の製品を指定するものである。

#### 業者選定理由

本部品は株式会社天満電機産業が直接販売を行っており、他社では取り扱いができない。

そのため、上記会社と特名随意契約を行う。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪広域環境施設組合 東淀工場

(電話番号 06-6327-4541)